

建設現場における「快適トイレ」導入試行要領

1. 目的

建設現場の仮設トイレについては、一般的に和式型が利用されているが、建設現場で働く女性が増える中、男女ともに働きやすい職場環境の構築が課題となっている。

このため、奈良県においても、建設現場における職場環境改善の一環として、建設現場における仮設トイレに「快適トイレ」を導入試行することとする。

また、建設現場での快適トイレの普及により、災害時における避難所等への設置も広がるという効果を期待するものである。

2. 対象工事

建設現場における「快適トイレ」導入試行要領対象工事は、奈良県食農部発注の土木工事において発注する当初工期が3ヶ月以上（工場製作機関を除く）の土木工事とし、特記仕様書に明記された工事とする。

ただし、緊急対応工事及び維持等の総価契約工事は除くものとする。

3. 定義等

・仮設トイレ

従来の仮設トイレ（和式型）のこと。

仮設トイレ（和式型）の賃料、運搬・設置・撤去費用、点検費用、汚物処理費用、水道使用料について、積算基準では、共通仮設費率計上分に含まれている。

・快適トイレ

以下の①～⑪の仕様を満たす仮設トイレのこと。

なお、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式（洋風）便座
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積でない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4. 実施の流れ

- (1) 受注者は、快適トイレの導入の希望の有無について、原則工事着手前に工事打合簿（別紙1）により発注者と協議し、快適トイレの導入を希望する場合は、快適トイレ標準仕様の内容が確認できる資料を添付する。監督職員は、快適トイレ標準仕様の内容が確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。
快適トイレ標準仕様を備えていないトイレは、快適トイレとして取り扱わないこととする。
- (2) 受注者は、快適トイレを設置した場合、「快適トイレ設置報告書」（別紙2）と快適トイレ設置に要した費用（基本料金（整備費）及び1ヶ月料金）の見積書を監督職員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、施工中においては設置した快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。

5. 快適トイレに要する費用

- (1) 快適トイレに要する費用は、設計変更で計上するものとする。費用は共通仮設費の営繕費に積み上げ計上する。
- (2) 快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定するものとする。
※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円／基・月（従来品）を除いた額
- (3) 計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。（管理費区分の設定は行わない）
- (4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで 114,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- (5) 運搬、設置、撤去、点検及び汚染処理等の営繕に要する費用は共通仮設費の率分、水道使用等の動力・用水光熱費に要する費用は現場管理費の率分に含むものとし、「積算上の差額」の対象としない。

6. 特記仕様書への反映

・特記仕様書

以下の例を参考に、本試行の対象工事である旨を記載するものとする。

快適トイレ導入試行工事 特記仕様書

現場環境改善（快適トイレの試行設置）について

本工事は、建設工事現場における「快適トイレ」導入試行の対象工事である。

実施については、奈良県食農部農村振興課ホームページで公開している『建設現場における「快適トイレ」導入試行要領』により行うものとする。

1. 内容

受注者は、施工現場付近に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式（洋風）便座
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積でない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 設置に要する費用

快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの導入を希望する場合、原則工事着手前に工事打合簿（別紙１）に上記「1. 内容」を満たすことを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について発注者と協議することとし、変更時において、支出実態のわかる資料を提出するものとする。

なお、協議なく設置した場合には設計変更の対象とはしない。

快適トイレに要した費用は、監督職員と協議の上、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

また、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定するものとする。ただし、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限りこれを2基とみなすものとする。

運搬、設置、撤去、点検及び汚染処理用の営繕に要する費用は共通仮設費の率分、水道使用等の動力・用水光熱費に要する費用は現場管理費の率分に含むものとし、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

3. 実績の確認

受注者は、快適トイレを設置した場合、「快適トイレ設置報告書」（別紙２）と快適トイレ設置に要した費用（基本料金（整備費）及び1ヶ月料金）の見積書を監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、施工中においては設置した快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。

4. その他

快適トイレの流通の関係上、仕様に沿ったトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

附則

この要領は、令和３年７月１日から施行する。

この要領は、令和８年８月１日から施行する。

（経過措置）

本要領の施行日より前に公告した工事等についても、受注者が快適トイレの設置を希望し、受発注協議が整った場合に適用できるものとする。実施については、「4. 実施の流れ」とし、費用については、「5. 快適トイレに要する費用」によるものとする。